

## 動物倫理とフェミニズム・ジェンダー問題

オーガナイザー 浅野幸治 (豊田工業大学)  
提題者 ベンジャミン・クリツァー (批評家)  
鬼頭葉子 (同志社大学)  
鶴田尚美 (関西大学)

近年、日本の哲学界でも動物倫理が1つの小分野を形成してきた。この動物倫理は、すでに十分な存在感のあるフェミニズムとどういった関係にあるのだろうか。また動物倫理に関して、どういった興味深いジェンダー問題があるのだろうか。一言で言って、動物倫理は、男女差別や性差となんらか関係するのだろうか。こうしたことが、今回のワークショップの問題関心である。

提題者は、昨年『21世紀の道徳』を出して動物倫理についてもフェミニズムについても考察されたベンジャミン・クリツァーさん、宗教思想やフェミニズムの観点から動物倫理について研究してこられた鬼頭葉子さん、長年動物倫理とその実践活動に携わってこられた鶴田尚美さんの3人である。

第1提題 「動物倫理に関するフェミニズム思想の主張と、その限界」ベンジャミン・クリツァー

英語圏における、動物倫理とフェミニズムを絡めた議論は、「種差別と女性差別に共通する構造」に基づく議論と「ケアの倫理」に基づく議論の二つに大別できる。

前者では、畜産システムと家父長制の結び付きを論じたり、女性を動物になぞらえて侮辱する発想が存在することを指摘したりしたうえで、種差別と女性差別の背景には家父長制や男性中心主義という共通する構造があると論じられる。そして、「種差別と女性差別のどちらか一方に反対すれば、もう一方にも反対しなければならない」と主張される。近年では、社会運動やフェミニズムで「インターセクショナルリティ」が意識されるようになったことにより、このタイプの議論に対する注目も集まっている。

後者では、合理的な議論や抽象的な原則を重視する功利主義や義務論を「理性/感情=男性/女性」という二分法に基づく男性中心主義的であると批判したうえで、共感や関係性を重視するケアの倫理を、動物の問題にも適用したものである。ケアの倫理自体は規範倫理学理論の一種でもあり他の問題にも適用し得るが、動物の問題においては、「理性/感情」の二分法は動物(自然)に対する抑圧の背景にもなっていると論じたうえで、動物の問題こそケアの倫理で扱わなければならない、という主張が加わることが多い。

今回は、上記2つの議論を紹介したうえで、簡単な批判を行いたい。前者については、「種差別と女性差別に共通する構造は、本当に存在しているといえるのか?」という事実認識自体に関する問題と、「もし女性差別と共通する構造がなければ種差別は看過していいのか?」という疑問がある。後者については、動物実験や自然保護など生命のトレードオフが含まれる問題についてケアの倫理で答えることは難しい、という問題がある。これらの問題を指摘したうえで、動物倫理においては理性的な議論、とくに功利主義が必要であることを、改めて主張したい。

第2提題 「動物の権利とフェミニズム思想: 関係性、感情、インターセクショナルリティ」鬼頭葉子

ジョセフィン・ドノヴァンは1990年の論文(“Animal Rights and Feminist Theory”)で、カルチュラル・フェミニズムは、動物の扱いに関する倫理に対して、より実行可能な理論的基礎を提供でき

ると主張している。ここでドノヴァンは、動物権利論(彼女はここに自然権論と功利主義を含める)の議論を批判しつつ、動物との感情的、精神的な対話に基づく、ケアや愛といった「女性の関係的文化」から動物倫理を構築することを提唱している。ドノヴァン自身は自然権論や功利主義の哲学的議論の有効性を認めるが、その後のフェミニズムを基盤とした動物倫理は(フェミニズム自体は権利概念と密接な関係にあるにもかかわらず)動物の権利について論じることはほとんどなかった。ローリー・グルーエンは、動物倫理におけるフェミニストのケアの伝統について、「功利主義の冷徹な計算も、権利に基づくアプローチの過度の単純化や絶対主義も拒否」し、「動物を我々と関係のある存在と見なす」と概観している(*Ethics and Animals: An Introduction*)。

しかし提題者は、動物の倫理的扱いに関する議論から権利概念を脱落させることは適切ではないと考える。ドゥルシラ・コーネルは権利概念について次のように言う。「現在の権利概念のみが正義と同一視されるという考えを拒否することこそが、権利の実際的な価値につながるのである。・・・権利とは、現在の正義や権利の概念こそが最後の言葉である、という「思い上がり」から私たちを守ってくれるものなのだ」(*Philosophy of the Limit*)。

それでは、フェミニズム思想は動物倫理における従来の権利概念に対して、どのような影響を与えうるだろうか。また、権利かケアか、理性か感情かの二元論でないとするならば、どのような権利概念がフェミニズム思想において提唱されうるのだろうか。提題者は、フェミニズム思想が、関係性、感情、インターセクショナルリティといった概念と権利概念とをいかに関連づけてきたかを確認し、フェミニズム思想からの動物の権利概念の可能性について考察する。

第3提題 「犬猫保護ボランティアと単身者男性の微妙な関係」鶴田尚美

提題者は倫理学者であり動物倫理の理論的な研究を続けてきたが、他方では野良猫の保護と譲渡、TNR(Trap, Neuter, Return)の実践、地域猫活動などに20年近く関わってきた。これらの経験をふまえて、犬猫の保護や譲渡の現場で生じている性差に基づいた微妙な対立関係について報告したい。

カントは『コリンズ道徳哲学』において、人間は動物に対して直接的な道徳的義務はもたないと言った。しかし、それでも間接的義務はある。なぜなら、動物虐待を行うような人間は、徐々に残忍さがエスカレートし、最終的には人格である人間にも危害を加えることになるからである、とカントはホガースの銅版画『残酷さの四段階』に言及しつつ主張した。

本提題の意図は、この主張の正しさを経験的に検討することにはない。極めて具体的な問題であるが、女性を中心とする犬や猫の保護ボランティアの人々が、単身者男性への譲渡を忌避しがちである理由を説明することが目的である。そして、その理由の少なくとも一部には上記のカント的な推論が含まれていることを示したい。

そこで、本提題では、(1)現実に起き、よく知られる殺人事件の加害者に動物虐待の前科があることと、人々の注目を広く集めた犬や猫の虐待事件や譲渡にまつわる事件を紹介し、(2)次に、犬や猫の保護ボランティアとして活動する人々の大多数が女性である理由を示し、(3)最後に、なぜ単身者男性と女性ボランティア集団の間に対立関係が生まれるのかを説明したい。